

登校についての連絡票

船橋市立豊富小学校

学校において予防すべき感染症にかかった場合、感染の拡大を防ぐために登校することができません。医師の許可があるまでは登校せず、家庭で静養してください。

休んだ期間は病気欠席にならず、出席停止となります。

なお、医師より登校の許可が出ましたら、下記を保護者の方が記入し、登校時にこの用紙を提出してください。

年 組 氏名

該当疾患 に○	疾患名	出席停止の期間 *以下の基準に基づき医師が判断
	インフルエンザ	発症したあと5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が、痂皮化（かさぶた）になるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹（腫れ）が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	治療開始（抗菌薬服薬）後24～48時間経過し、全身状態がよくなるまで
	感染性胃腸炎	医師の指示による 概ね、全身状態がよくなるまで
	マイコプラズマ肺炎	医師の指示による 概ね、全身状態がよくなるまで
	その他 ()	

上記の疾患で平成 年 月 日から療養をしておりましたが、

平成 年 月 日より主治医に登校を許可されましたので連絡いたします。

病院名

医師名

保護者氏名

印